

第2次
朝日町男女共同参画基本計画

令和8年3月
山形県 朝日町

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 計画の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第2章 統計から見る朝日町の現状・・・・・・・・・・・・・・・・4

第3章 男女共同参画の推進施策

- 基本目標Ⅰ 家庭生活における男女共同の意識改革・・・・・・・・8
- 基本目標Ⅱ 男女共同への理解ある職場づくり・・・・・・・・10
- 基本目標Ⅲ 学校教育における男女共同意識の推進・・・・・・・・11
- 基本目標Ⅳ 男女が共に支え合う地域社会の形成・・・・・・・・11
- 基本目標Ⅴ 男女間のあらゆる暴力の根絶・・・・・・・・12

第4章 計画の推進

- 1 計画推進のための役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 2 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と規定されています。（男女共同参画社会基本法 第2条）

すべての男女がお互いを尊重し合い、自由な意思を持ち、個性と能力を輝かせ、希望をもって活動できる社会の実現は、少子高齢化や共働き世帯の増加、女性の社会進出などめまぐるしく変化する社会情勢において必要不可欠です。

近年は、「育児・介護休業法」や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、女性活躍推進法という）の改正により職業生活における活躍が推進されています。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、DV防止法という）や「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下、困難女性支援法という）等が施行され、女性の人権尊重と男女平等の観点における包括的な支援が求められています。このほか、国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）においても「ジェンダー平等の実現」が掲げられており、多様化する問題への取り組みは一層求められています。

しかし、朝日町では仕事と家庭、子育てを両立できる環境が整っているとは言えず、家庭や職場などで性別による役割分担の意識が依然として根強く残っており、真の男女平等の実現には多くの課題残っています。

そこで、男女共同参画社会基本法の理念に基づき、これらの課題を町民、地域、事業者、行政等が一体となって解決するための指針として、令和3年に策定した第1次計画を基本としながら「第2次朝日町男女共同参画基本計画」を策定します。

2 計画の基本目標

- 基本目標Ⅰ 家庭生活における男女共同の意識改革
- 基本目標Ⅱ 男女共同への理解ある職場づくり
- 基本目標Ⅲ 学校教育における男女共同意識の推進
- 基本目標Ⅳ 男女が共に支え合う地域社会の形成
- 基本目標Ⅴ 人権が尊重された地域社会の形成

3 計画の位置づけ

- (1) 男女共同参画社会基本法第14条第3項及び「山形県男女共同参画推進条例（平成14年7月山形県条例第45号）」（以下、県条例という）第8条第1項に基づき、本町における男女共同参画社会の形成を推進する施策についての基本的な計画です。
- (2) DV防止法第2条の3第3項に基づく、本町における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画に位置付けます。
- (3) 困難女性支援法第8条第3項に基づく、本町における困難な問題を抱える女性への支援のための施策についての計画に位置付けます。
- (4) 女性活躍推進法第6条第2項に基づく、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画に位置付けます。
- (5) 本計画は「第6次朝日町総合発展計画」をはじめ、他の関連する計画と連携を図りながら、本町の男女共同参画を推進するものとします。

4 計画の期間

計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変動等に対応し、適切な施策の推進を図るため、必要に応じて見直しを行います。

男女共同参画シンボルマーク

平成11年に男女共同参画社会基本法が制定されて以来、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成の促進に向けた、男女共同参画を象徴するマークです。

男女が手を取り合う様子がモチーフになっており、お互いに尊重しあい、共に歩んでいけたらという願いが込められています。



男女共同参画

持続可能な開発目標（SDGs）

SDGsは2015年に国連総会で採決され、2030年までに目指すべき世界共通の目標のことで、

世界中の「誰一人取り残さない」ことを理念とし、地球に住むすべての人が暮らしやすい社会を将来の世代に引き継いでいくために設定された行動計画で、17の目標で構成されています。

そのうちのひとつには「ジェンダー平等の実現」が掲げられており、女性及び少女に対するあらゆる形態の差別撤廃や、社会での意思決定における女性の参画及び平等なリーダーシップの機会の確保などが求められています。

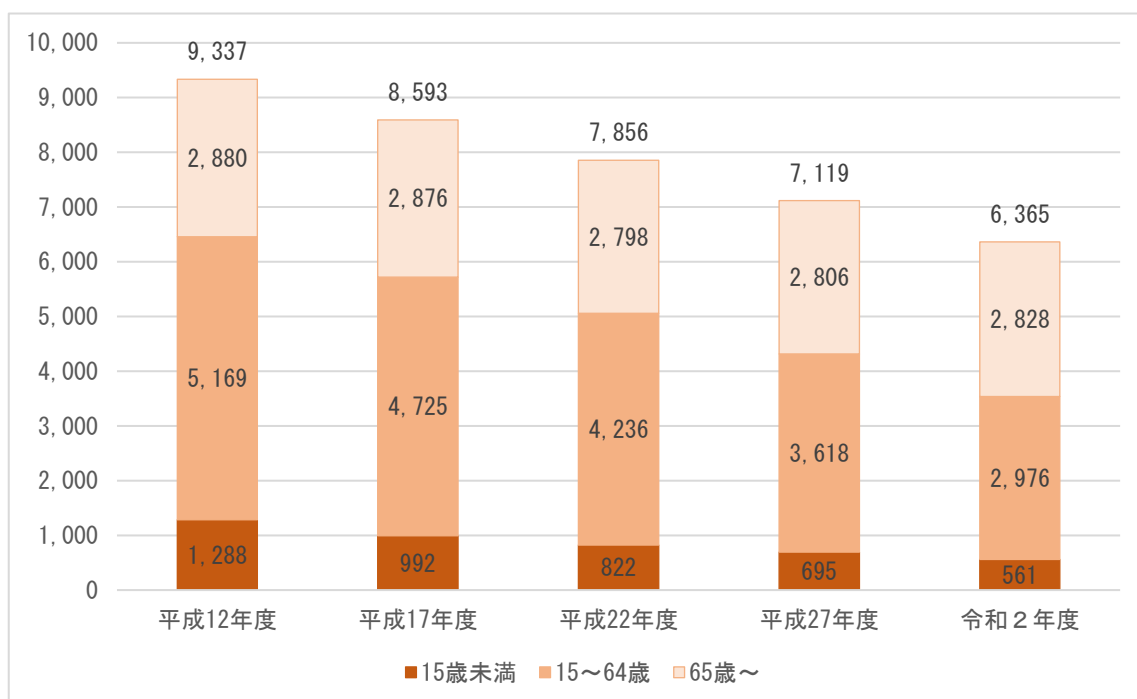
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 統計から見る朝日町の現状

(1) 年齢3区分別人口

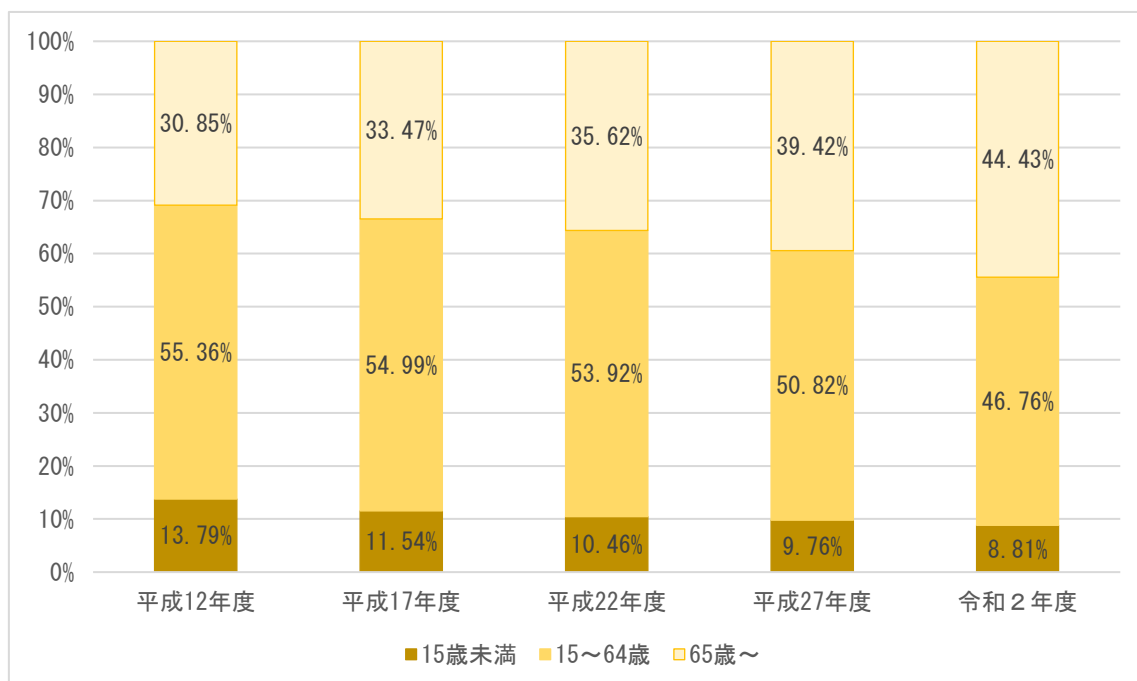
朝日町の総人口は令和2年度時点で6,365人となっており、平成12年度から約2,900人減少しています。また、15歳未満、15～64歳の人口は共に年々減少していますが、65歳以上の人口は20年の間ほぼ変化していないことがわかります。



資料：国勢調査

(2) 年齢3区分別人口割合

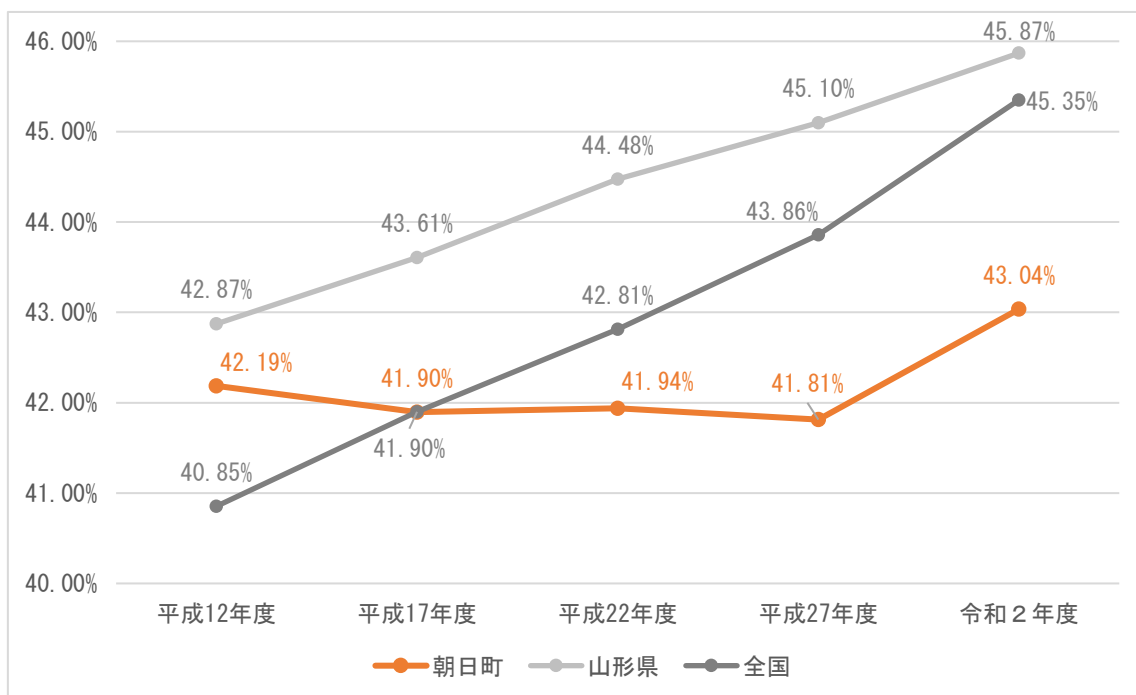
朝日町において高齢化率は年々上昇しており、65歳以上の割合が平成12年度で30.85%でしたが令和2年度には44.43%となっており、20年の間に13.58ポイント上昇しています。また、15歳未満、15～64歳の割合は共に年々低下しています。



資料：国勢調査

(3) 就業者における女性の割合

就業者における女性の割合は山形県、全国ともに年々上昇していますが、朝日町は低下の傾向にあります。なお、平成27年度から令和2年度にかけて上昇していますが、人数は減少しており割合も山形県より2.31ポイント少なく、全国より2.83ポイント少なくなっています。



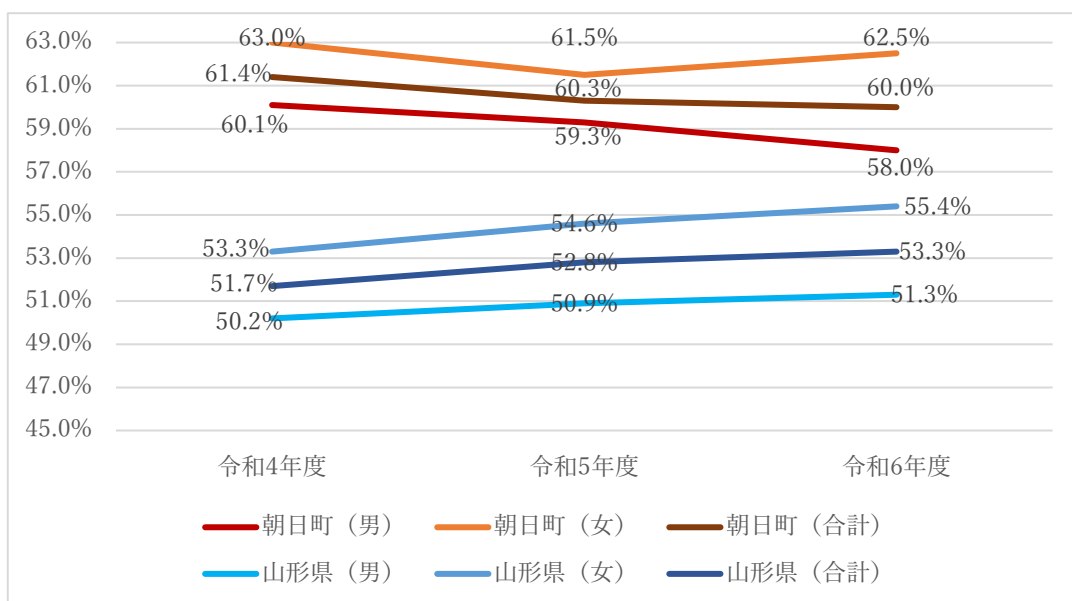
朝日町の就業者数（人）

	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2年度
女性	2,133	1,923	1,701	1,568	1,480
男性	2,923	2,667	2,355	2,182	1,959
計	5,056	4,590	4,056	3,750	3,439

資料：国勢調査

(4) 特定健診受診率

朝日町における特定健診受診率は男性、女性共に山形県の平均より高く毎年50%を超える受診率となっており、女性においては令和5年度から令和6年度にかけて受診率が上昇しています。一方、男性においては令和4年度から令和6年度までの3年間で受診率が下降しています。



資料：健康福祉課

第3章 男女共同参画の推進施策

基本目標Ⅰ 家庭生活における男女共同の意識改革

推進目標1 お互いを思いやる意識づくり

男女共同参画を推進する基礎となるものは家庭です。家庭内における男女がお互いに協力し合い家事や子育て、介護等の家庭生活を送ることが、男女共同参画へのはじまりの一步となります。家庭における男女それぞれが共同の意識を持つことにより、仕事や地域活動など社会における男女共同参画へとつながります。

「家事は女性の役割」「力仕事は男性がするもの」などの性別による固定的役割分担意識に基づく偏見や習慣は、個人の能力や生き方の選択の幅を狭める要因となるため、このような意識を解消することは必要不可欠です。

家族がお互いを理解・尊重し、コミュニケーションを深めると共にそれぞれの役割を担っていくことができるように意識の啓発を行います。

【具体的施策】

- ・ 広報やホームページ等によるお互いが支え合う家庭生活に関する情報提供

推進目標2 多様性を尊重し安心した生活のための支援

社会においては、障がいのある人、介護を必要とする人、ひとり親家庭等様々な事情の中生活を送っている人々がいるため、社会全体で理解し尊重することが必要です。また、多様な生き方を考える中では、LGBT等の性的少数者についても社会が理解し、性の在り方について尊重することが必要です。

その人々が意欲や能力に応じて社会との関わりを持ち続け、社会の一員として、その人がもてる力を最大限に発揮し、お互いが支え合い誰もが安心して暮らせるように、障がい者に対する理解の促進と支援に努め、高齢者が介護を要する状態にならないよう介護予防事業を実施し、介護を必要とする方や家族が自立して安心した生活を送れるよう事業を展開していきます。

また、ひとり親家庭等においては経済的な困難を抱えていることや、家庭内の問題や悩みを家族や親族で共有することが困難なケース等があります。ひとり親等の自立を図るため、相談体制の充実や支援を行います。

【具体的施策】

- ・障がい福祉サービス等の提供
- ・介護予防事業、介護保険事業の円滑な実施
- ・ひとり親家庭等の自立に向けた支援
- ・性的少数者（LGBTQ等）への理解促進に向けた啓発

推進目標3 生涯を通じた健康づくりの推進

男女において身体的な違いがあるのは言うまでもありません。その違いを男女それぞれが理解し合い、相手に思いやりを持って生きていくことは重要なことです。生きていく中で生涯にわたり、心身ともに健やかにゆとりある生活を送ることはすべての人の望みです。特に女性については妊娠や出産、更年期における疾患を経験する可能性があるため、自身による正確な健康状態の管理や正確な知識、情報を入手することは、健康を享受するためには必要不可欠です。

当町における特定健診受診率は上昇しているものの、まだ約4割の方が受診していないことも統計結果から読み取れます。生涯にわたって健康に暮らしていくため、早期発見、早期治療に繋がる健診等の周知・啓発・情報提供や健康相談の充実を図ります。

【具体的施策】

- ・健康診査の実施
- ・特定健診等受診率向上のための周知・啓発・情報提供
- ・健康相談の充実

基本目標Ⅱ 男女共同への理解ある職場づくり

推進目標1 ワーク・ライフ・バランスの推進

心豊かなゆとりある日常生活の実現には、仕事と私生活の調和・両立している状態が必要不可欠であり、仕事において鍵を握るのはその環境づくりです。また、男女ともに仕事と育児・介護を両立できるよう「育児・介護休業法」が改正され、柔軟な働き方が推進されています。

近年の多種多様な仕事により、長時間労働や人手不足等の労働における様々な問題が発生している中で、家庭と仕事を両立し仕事を継続していくのは困難な場合があります。これらを改善していくために、町としても働き方改革を推進し、ワーク・ライフ・バランスの実現を図ります。

【具体的施策】

- ・ワーク・ライフ・バランス実現に向けた啓発
- ・育児・介護休業に関する制度の周知

推進目標2 女性が活躍できる職場環境づくり

当町の就業者における女性の割合は山形県や全国と比較すると低いことが現状です。女性が活躍する社会の実現には、女性が性別による差別、妊娠や出産等による不利益を受けることなく、柔軟な働き方や考え方を推進し、その能力と意欲を活かせるような職場環境づくりが必要です。人口減少が続く社会において、「女性の力」の発揮は不可欠であり、女性の意見・意思決定が広く等しく反映され、様々な分野で活躍できるように参画する機会を創出していきます。

【具体的施策】

- ・女性が活躍できる職場環境づくりの啓発

基本目標Ⅲ 学校教育における男女共同意識の推進

推進目標 1 男女共同参画に関する理解と意識の推進

発達段階に応じて人権意識や男女平等意識を育てることは、性差に配慮しつつも協働的に社会を形成しようとする生き方につながります。そのために学校教育の果たす役割は非常に重要なものとなります。これからの未来を担う子どもたちには、学校教育を通して男女平等に関する理解と意識付けを推進します。

【具体的施策】

- ・小中学校における男女共同参画意識の学習及び啓発

基本目標Ⅳ 男女が共に支え合う地域社会の形成

推進目標 1 地域活動における女性の参画

社会を形成する一つとして地域は、各々の生きがいのある暮らしの場や共助ある活動の場であると共に、人々の生活の重要な基盤となっています。しかしながら地域において高齢化や人口減少に伴い、地域の担い手や地域のリーダーが不足しているのが現状であり、地域が目指すべき姿の実現や課題解決には、それらを補う人材の確保が欠かせません。それらを補うためにも男女が共に年齢や性別に関係なく多様な視点や活力を持って、持続可能な地域活動に取り組んでいくことが必要となってきます。男女共同の視点に立った地域活動の情報提供や活動の場の提供、環境づくりを推進するとともに女性の地域における登用を働きかけます。

【具体的施策】

- ・地域における女性の活動の啓発及び助言

推進目標 2 防災における男女共同参画

東日本大震災をはじめとするこれまでの災害においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されていないといった課題が生じました。近年、災害の発生頻度は高くなっており、地域における防災や災害時における避難所運営等への女性の参画はますます

す重要になっています。性別、年齢や障害の有無など様々な幅広いニーズや備えにきめ細かに対応し、地域の災害対応力を強化していきます。

【具体的施策】

- ・地域防災における女性の参画の推進
- ・女性の視点を取り入れた災害対応

基本目標Ⅴ 人権が尊重された地域社会の形成

推進目標1 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

DV（ドメスティックバイオレンス）やハラスメント等、様々な形態で存在する暴力は、相手に対する基本的人権を侵害する重大な問題であり、すべての人の人権を尊重するためにも決して許される行為ではありません。これらの行為を根絶することにより、一人ひとりが人間らしく安心して生活を送ることができる男女共同参画社会の実現に繋がります。

男女を問わず、誰もが被害者にも加害者にもならないようにあらゆる暴力やハラスメント等の防止に向けた啓発活動や情報提供に取り組むほか、DV被害者をはじめ生活上の困難に陥った女性に対しては、安心して相談し解決に進めるように相談体制を充実させ、自らの意思を尊重した安全で切れ目のない支援を行います。

【具体的施策】

- ・あらゆる暴力行為を防止するための啓発と情報提供
- ・関係機関との連携による相談体制の強化

女性に対する暴力根絶のためのシンボルマークとパープルリボン

夫・パートナー等からの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものです。これらの問題の認識をさらに深めてもらうため、「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」が制定されました。

また、毎年11月12日～25日の「女性に対する暴力をなくす運動」機関には、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンを身に着ける活動が行われています。パープルリボンには「あなたは一人ではない」「暴力のない社会を目指す」といったメッセージが込められています。



第4章 計画の推進

1 計画推進のための役割

男女共同参画社会の実現は、行政の力のみで達成できるものではなく、町民や各団体・企業を含めた町全体が一体となって取り組んでいく必要があります。本計画の取り組みを、より効果的に実効性のあるものとしていくために各々が意識ある行動を行い、各施策に取り組めます。

(1) 町民の役割

男女共同参画社会の主役は町に住むすべての町民です。家庭や仕事、地域といったあらゆる場面において男女共同参画の意識を持ち、自分らしい生き方と共に責任のある行動をしていきます。

(2) 各団体・企業等の役割

各団体や企業等においては、男女雇用機会均等法等の労働に関する法律を遵守すると共に、すべての労働者にワーク・ライフ・バランスを推進し、働きやすい職場環境や風土づくりを推進します。

(3) 行政の役割

町職員一人ひとりが、男女共同参画の重要性を認識し、意欲向上を図ります。町民や各団体・企業等に意識啓発の情報を提供し、施策の充実に努めます。また、庁舎内においても女性が活躍できる職場づくりやワーク・ライフ・バランス等を率先して推進し男女共同参画社会の実現を目指します。

2 計画の進行管理

本計画の進行管理については、各施策の実施状況を把握し、必要な見直しを実施します。

第2次朝日町男女共同参画基本計画

発行年月：令和8年3月

編集・発行：朝日町 政策推進課 総合政策情報係

〒 990-1442

山形県西村山郡朝日町大字宮宿1115番地

電話 0237-67-2111 (代)

FAX 0237-67-2117